### 地域生活支援拠点等事業の開始について

#### 1 地域生活支援拠点等とは

障害の重度化・障害者の高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。※別紙1参照

# 2 武蔵野市における事業概要

地域生活支援拠点等事業(以下「事業」)の実施にあたっては、「障害者地域生活支援ステーション・わくらす武蔵野」に「拠点コーディネーター」を配置し、市・障害者福祉事業所・その他機関等が連携・補完し合いながらネットワークを構築する体制(面的整備)を目指します。

また、国の示す5つの機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の構築を優先項目として事業を開始し、他の機能については順次整備を進めていきます。

#### ※別紙2参照

## (1) 実施体制

- ・実施主体は市、わくらす武蔵野へコーディネート業務を委託
  - ※拠点コーディネーターの役割:地域生活支援拠点等事業全体を円滑に実施するため、 事業者間等の調整を図り、地域全体で障害者等を支える支援体制を構築するための 各種事業を推進します。
- ・基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、地域活動支援センターが連携して対象者や各種事業の進捗状況等を管理
- (2) 事業者の登録
  - ・事業への参加事業者は市へ登録
  - ・登録事業者が緊急時の受入れ等を行った場合、一部のサービスの報酬に加算
- (3) 利用者の登録(事業開始時)
  - ・緊急時に支援の手が届かないことが想定される方の中から、事業への参加に同意した 方を登録
  - ・利用登録者の個々の状況に応じた緊急時支援計画を作成し、緊急時の支援を実施
  - ・未登録者であっても緊急時の支援は行い、事後に登録してもらうことを想定

## 3 事業開始日

令和5年7月1日